



田中和子税理士 事務所だより

税理士
行政書士
田中和子

〒003-0024
札幌市白石区本郷通
11丁目南1-10
TEL 011(864)2648
FAX 011(864)4854

ケイトウ

7月

(文月) JULY
17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワンポイント 賃上げ促進税制とNISA奨励金

賃上げ促進税制では、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは特に限定していません。事業主が職場つみたてNISAを利用する従業員へ給付する奨励金を福利厚生費など給与以外で費用計上していても、その奨励金は同税制の対象となる「給与等」に該当します。

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月18日
- 労務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

一 電子帳簿保存制度とは
所得税、法人税、消費税等で、原則紙での保存が義務づけられます。

電子帳簿保存制度については、昨年に引き続き、令和5年度税制改正において更なる見直しが行われました。今回は、改めてこの制度を確認するとともに、今回どのように改正が行われたのか見ていきます。

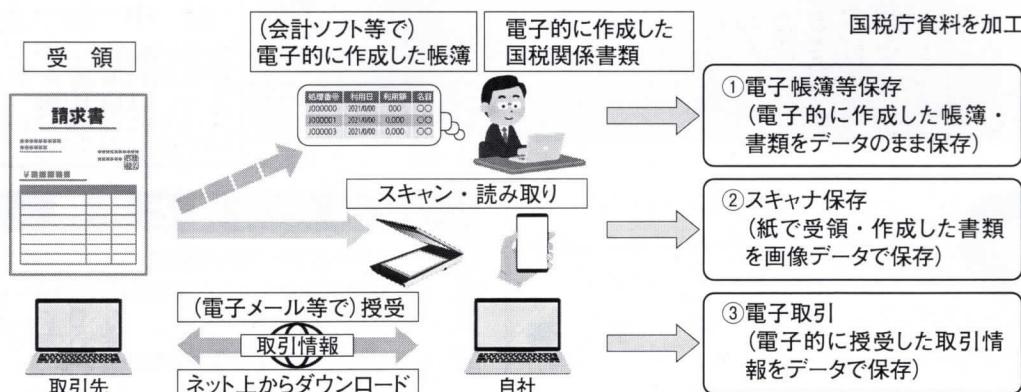
令和5年度税制改正 電子帳簿保存制度の見直し

ている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報に係るデータの保存義務等が定められたものです。電子データによる保存は、3種類に区分されています（下図参照）。

二 電子取引データの保存

(1) データ保存の義務化

令和4年1月1日以降、事業者が所得税・法人税に係る取引情報を（請求書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合は、その取引情報を電子データのまま保存しなければならないこととされました。ただし、消費税に係るデータについては、引き続き書面に出力することにより保存することも認められています。



三 令和5年度税制改正の内容
令和6年1月1日以後に行う電子取引について、次のような見直しが行われました。

(1) システム対応が間に合わなかった事業者への対応

前述のデータ保存の要件に係るシステム対応が「相当の理由」により行なうことができなかつた事業者においては、税務調査の際に出力書面の提出等に加え、

税務調査の際に出力した書面の提出等に応じる場合は、令和5年12月31日までの2年間、出力した書面による保存を認める宥恕措置がとられています。

(2) データ保存の要件

前述のような電子データを受け取った場合、真実性を確保するため、タイムスタンプ等の改ざん防止のための一定の要件を満たす必要があります。

また、データを検索可能な状態で保存すること（検索機能の確保要件）、データの見読を可能とするパソコン・ディスプレイを備え付けるといった要件も満たさなければなりません。

令和5年度改正による新たな猶予措置

位置づけ	適用要件	運用上の配慮	保存期間	具体的な適用場面
令和5年12月31日までの宥恕措置	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長がやむを得ない事情があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。 	事実上、出力書面による保存が可能	出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応が間に合わなかった事業者等に適用 ※システム整備する意向がある旨を口頭で回答する必要
令和6年1月1日からの新たな猶予措置	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長が相当の理由があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じができるようにしておくこと。 	なし ※あくまでも、データの保存が必要	データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応を相当の理由により行うことができなかつた事業者等に適用

データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能等の確保の要件を不要として、そのデータの保存が可能とされました。なお、現行の宥恕措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止されます（上表参照）。

(2) 検索機能の確保要件の緩和

現行の検索機能の確保要件とは、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（以下、記録項目といいます）を検索の条件として設定することができる。日付又は金額に係る取引項目については、その範囲を指定して条件を設定することができる。2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。とされています。

そのうち、調査の際にデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は②及び③の要件が不要となり、更に加えて基準期間の売上が100万円以下である事

業者は、①から③のすべての要件が不要となります。

令和5年度税制改正により、①から③のすべての要件が不要となる事業者の売上高の基準が5000万円以下に改正されました（ただし、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていることに変わりはありません）。

また、データのダウンロードだけではなく、そのデータの出力書面の提出等の求めに応じることができるようにしている場合についても、①から③のすべての要件が不要となります。

(3) スキヤナ保存制度の要件の緩和

制度の利用促進を図る観点から、記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことや、スキヤナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存の要件を不要としたされています。

【参考資料】
国税庁
電子帳簿等
保存制度
特設サイト



税金クイズ

料理の「さしそせそ」は、日本人の食生活に欠かすことのできない調味料から一文字を取って、語呂合わせにしたものといわれています。この料理の「さしそせそ」のうち、税が課されなかつた調味料は次のうちどれでしょう。

- ①「さ | 砂糖 ②「す | 醋 ③「そ | 味噌

【解説】

「さ」の砂糖には、明治34年（1901年）に砂糖消費税が課されました。当時、砂糖は輸入品が多く、ぜいたく品とみなされたため、課税の対象になりました。

「す」の酢は、酒造税則によって、明治16年（1883年）に課税が始まりました。これは、酢が酒を醸造した後に作られるものであるため、酢を製造する過程で課税対象となる酒が作られる以上、酢にも課税す

べきという考えに基づいています。酢への課税は、明治18年（1885年）に廃止されました。

なお、「し」の塩には、明治38年（1905年）の塩専売法公布の準備段階で販売目的の塩に課税されたことがあり、「せ」の醤油には、江戸時代に清酒・濁酒と併せて製造者に課税され、明治18年には軍備拡張財源としても課税がされた経緯があります。

一方、「そ」の味噌が課税されなかつたのは、明治18年醤油税則の法案審議の記録である「元老院会議筆記」によると、生活困窮者は醤油よりも味噌を消費するという当時の実態から、味噌への課税はこれらの人たちに大きな負担をもたらすと判断されたようです。また、味噌は自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものは少なかつたことも、味噌が課税されなかつた理由の一つです。

正解は、③「そ」の味噌でした

(出典: 税務大学校税務情報センター)

住宅取得の資金負担と 登記割合

共働きの夫婦が住宅を購入するとき、その購入資金を夫婦共同で負担する場合、実際の購入資金の負担割合と所有権登記の持分割合が異なっている場合には、贈与税の問題が生ずることがあります。

例えば、総額3000万円の住宅を購入し、夫が2000万円、妻が1000万円の資金負

担をしたもの、所有権の登記は夫と妻それぞれの持分を2分の1とした場合、妻が登記持ち分に対して負担すべき資金は1500万円ですが、実際には1000万円しか負担していませんから、差額の500万円については夫から妻への贈与となりなされます。

KEY WORD

インボイス制度と出張旅費等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、インボイス制度が開始する令和5年10月以降でも、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき次の基準で判定します。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか

(2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか